

令和3年第2回定例会

胆振東部消防組合議会会議録

令和3年8月24日 開会

令和3年8月24日 閉会

胆振東部消防組合

第2回胆振東部消防組合議会定例会

令和3年8月24日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 行政報告
- 4 提案理由の説明
- 5 認定第1号「令和2年度胆振東部消防組合歳入歳出決算の認定について」
- 6 議案第1号「胆振東部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」
- 7 議案第2号「胆振東部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について」
- 8 議案第3号「胆振東部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」
- 9 議案第4号「財産の取得について」
- 10 議案第5号「財産の取得について」
- 11 議案第6号「財産の取得について」
- 12 議案第7号「財産の取得について」
- 13 報告第1号「予算の繰越について」
- 14 報告第2号「現金出納例月検査の結果報告について」

○出席議員

1番	梅 森 敬 仁 君	2番	工 藤 秀 一 君
3番	橋 本 豊 君	4番	大 捕 孝 吉 君
5番	山 崎 満 敬 君	6番	星 正 臣 君

○出席説明員

管 理 者	宮 坂 尚市朗 君
副 管 理 者	西 野 和 博 君
代表監査委員	佐 藤 公 博 君
消 防 長	松 永 忠 昭 君
次 長	立 石 恵 輝 君
消 防 署 長	稲 葉 博 徳 君
総 務 課 長	横 井 幸 男 君
安 平 支 署 長	小笠原 規 人 君
追分出張所長	米 倉 俊 也 君
厚 真 支 署 長	工 藤 芳 一 君
鷗 川 支 署 長	三 上 文 敏 君
穂 別 支 署 長	酒 井 裕 君

○出席事務局職員

局 長	蛭 子 雅 文 君
書 記	宮 坂 賢 一 君
書 記	中 村 浩 美 君
書 記	藤 田 恵 五 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議 長 只今の出席議員は、6名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回胆振東部消防組合議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第89条の規定により、3番橋本議員、5番山崎議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。
お諮り致します。今期定例会の会期は本日1日間といたします。
これにご異議ありませんか。
[「異議無し」という声あり]
異議無しと認めます。
よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

- 議 長 日程第3、「行政報告」を求めます。 宮坂管理者。

○管 理 者 (記載省略、議事録音有り)

- 議 長 以上で宮坂管理者の行政報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
[5番山崎満敬議員、挙手あり]

○議 長 山崎議員

- 山崎議員 決算時に一括して調達しようとしたものが、このようなことになったとありますが、この事業、当時被災地3町の要望事項の一つとして掲げて、緊急防災・減災事業債が拡充されて活用が可能となった。と認識しております。
本件の事案発覚後のこれまでの経過に詳しくは触れられてはませんが、むかわ町選出の議員として、むかわ町への報告も含め、定例の報告も含め話をすることが有れば、お話しいただきたい。
また、調達できなかった1,740万の財源はどのようにして賄われていくのかについておたずねしたい。

○議 長 宮坂管理者

○管 理 者 組合債を借りる経過についてでございます。令和2年度中に着工することが総務省から求められていたことございまして、事務の迅速化をはかって、着工させていただきました。

当然庁舎移転でございますので、庁舎だけのものではなくて、土地も含めた外構工事も行っており、それぞれ工期を分けて発注しておりました。今回の題材になっております外構工事に関しては、年度を超えまもなく完成するという状況にありましたことから、すべてが終わった段階で、一括財源を借り入れて、支払いに至る、精算するという手続きを担当職員はイメージしておりました。

ところが、金融機関に問い合わせしたところ、あくまでも令和2年度決算で支払ったものについては、令和2年度中に財源として借り入れを起こすことを要求しなければ、借入、貸し出しできない、繰越明許として令和3年度中に必要な経費については、令和3年度分のみ充当すると、そうしてするように借り入れする事務処理の原則に立ち返って説明を受けたところでございます。その関係があって組合債1,740万が借入不能となった。当初は令和2年度分については、決算余剰金が発生しておりましたので、最終的にはむかわ町の負担になりますけど、決算余剰金を充当して令和2年度の決算を行ったという状況でございます。

問題は最終的にすべてが一般財源で、いわゆる地財措置のないものであれば、繰越金で支払う、あるいは起債を起こす、これについては、特に大きなむかわ町としての負担を生じない、あるいは負担軽減が特に起きる訳ではございませんが、今回のような緊防債を活用するケースでは、この起債によって充当の地財措置が発生するというところでございます。借りられ無かった1,740万に対する、本来であれば国から措置される地方財政措置が受けられなくなって、構成町であるむかわ町として、住民の皆さんに多大なる負担を生じさせる結果となったことが、最も大きな損失でございます。

今現在むかわ町に事務的な落ち度はなかったと言うことでございますので消防組合として責任を明確にすることによって、本来手当されるべき地財措置について、北海道と国とでそれなりの配慮をするというところまで、実際に事務的に煮詰めさせていただいているところでございます。

最終的にはむかわ町の皆様には、我々が襟首を正して懲戒処分をすると言うことによって、実際に地財措置による損害は軽減されるのではないかとそのように考えております。

また、工事の工期、発注時期、そして完成時期については、総務課のほうから説明させていただきたいと思っております。

○議 長 横井総務課長

○総務課長 (説明省略)

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

[5番山崎満敬議員、挙手あり]

○議 長 山崎議員

○山崎議員 1,740万について国の補助を受けられる、できるだけ圧縮して頂ける努力をして頂けると伺いました。

最終的には、お金が来なければ、むかわ町単独の出金があることになり、自賄い方式の為仕方ないのですが、むかわ町には事務手続きの落ち度はないとの事で、難しい判断ですが、むかわの町民に説明する上で、なぜ全額負担となるのかと、その辺をもう一度考えがあれば、お伺いしたい。

この事務処理また事案に関し、組合の管理者としての見解について、また今回の懲戒を含めた処分についての発表についての考えを伺いたい。

○議 長 宮坂管理者

○管 理 者 組合債、緊防債を借りることによって地財措置の7割を受けられることについては先ほど説明しました。

令和2年度中に前払いした分について借り入れ手続きをしなかったことについて、それに関わる7割分の地財措置、国の支援が受けられなくなった。

あくまでも消防組合とむかわ町の行政の担当が分かれている関係もありまして、むかわ町として補佐をする、それによりむかわ町がこれによって自質的に被った損失について、このままの流れですと、むかわ町が単独で負担しなければならないという流れになります。

また組合として、他の構成町も含めて応分の負担をして頂く事も、組合発足以来の自賄い方式を貫く原則から、他の構成町に負担をお願いする事は難しいことです。

組合として、むかわ町の住民の皆様にはお詫びする機会はなく、できる限りこれに至った経過を、組合管理者である私とむかわ町長と出向き、北海道に事情を説明した上で、総務省と北海道が協議を重ねてきて、本当に少ないケースでは有りますが、特交措置ができるように工夫をして頂けるというところまでこぎつけたところでございます。

管理者としてあらためてお詫びの言葉しかございません。

職員の起債を借りるといふ、地財措置がなされることについても、理解不足について大いに反省しているところで有ります。

今後は、構成町の、事務方、技術部門との連携を密にして、手続きに瑕疵が起きないように進めさせていきたい。

本部が厚真町にある関係で、厚真町の行政機関とは連絡を密にすることが多いのですが、どうしても安平町とむかわ町とは、総務系の交流は少ない事は反省しています。

総務系の職員と各構成町の総務系の職員と重要な事業遂行に当たっては連携を密に取るように改めて指示をしたものであります。

組合の立場で、構成町に出向き議会で議員の方々に説明する権利もなく、義務が分かれており制度的にできない事により、誠に申し訳ありませんが、この議会に参加されている議員の皆様から、報告という形で結構ですので、機会を作って頂きたいと思っています。

改めて、お詫びを申し上げたいと思います。

○山崎議員 報告に関してはどうでしょうか

○議 長 松永消防長

○松永消防長 報告につきましては本議会終了後に、プレスセンターに投げ込みを行います。

また北海道の方にも懲戒事案ということで報告させていただきます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか

〔無し〕という声あり

質疑無しと認め質疑を終わります。

○議 長 次に消防長により行政報告を求めます。 松永消防長。

○消 防 長 （記載省略、議事録音有り）

○議 長 以上で松永消防長の行政報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認め質疑を終わります。

◎日程第4 提案理由の説明

○議 長 日程第4、「提案理由の説明」 宮坂管理者。

○管 理 者 （記載省略、議事録音有り）

◎日程第5 認定第1号 令和2年度胆振東部消防組合歳入歳出決算の認定について

○議 長 日程第5、認定第1号「令和2年度胆振東部消防組合歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
本件について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 （説明省略）

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
討論なしと認めこれで討論を終わります。
認定第1号について、採決を行います。
本件について認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕
異議なしと認めます。
よって本件は認定することに決しました。

◎日程第6 議案第1号 胆振東部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

○議 長 日程第6、議案第1号「胆振東部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」を議題といたします。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 （説明省略）

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
[「無し」という声あり]
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第1号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第7 議案第2号 胆振東部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正
について

○議 長 日程第7、議案第2号「胆振東部消防組合職員の給与に関する条例の一部
改正について」を議題と致します。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
[「無し」という声あり]
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第2号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第8 議案第3号 胆振東部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条
例の一部改正について

○議 長 日程第8、議案第3号「胆振東部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関す
る条例の一部改正について」を議題と致します。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第3号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」という声あり〕
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第9 議案第4号 財産の取得について

○議長 長 日程第9、議案第4号「財産の取得について」を議題と致します。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第4号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」という声あり〕
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第10 議案第5号 財産の取得について

○議長 長 日程第10、議案第5号「財産の取得について」を議題と致します。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕
討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第5号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」という声あり〕
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第11 議案第6号 財産の取得について

○議長 長 日程第11、議案第6号「財産の取得について」を議題と致します。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
〔「無し」という声あり〕
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第6号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」という声あり〕
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第12 議案第7号 財産の取得について

○議長 長 日程第12、議案第7号「財産の取得について」を議題と致します。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
〔「無し」という声あり〕
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第7号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」という声あり〕
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第13 報告第1号 予算の繰越について

○議 長 日程第13、報告第1号「予算の繰越について」を議題と致します。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「無し」という声あり]

質疑無しと認め報告を終わります。

◎日程第14 報告第2号 現金出納例月検査の結果報告について

○議 長 日程第14、報告第2号「現金出納例月検査の結果報告について」は、議
案書21ページから27ページに記載のと通りの監査報告でございますので
「報告済み」と致します。

◎閉会の宣言

○議 長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。
これをもちまして、令和3年第2回胆振東部消防組合議会定例会を閉会い
たします。

閉会 午前11時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。